発議第4号

国土強靭化基本法案の早期成立を求める意見書案

国土強靭化基本法案の早期成立を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 総務大臣及び内閣官房長官あて提出するものとする。

平成25年3月25日提出

提出者 和歌山市議会議員

宇治田 清 治

芝本和己

奥山昭博

松井紀博

古川祐典

岩 井 弘 次

寒川篤

北 野 均

国土強靭化基本法案の早期成立を求める意見書案

我が国は、平成23年3月11日、東日本大震災、同年9月本県を含む紀伊半島においても台 風12号により甚大な被害を被った。

また、東海、東南海、南海地震が近い将来発生すると予想されているところでもある。大規模 災害から国民の生活、生命及び財産を保護するためのインフラ整備の重要性が再認識されている 今、災害に強い国土づくりは喫緊の課題である。

国土強靭化基本法は防災、減災のための社会資本整備のみならず、経済、教育、社会科学、文化、福祉、医療など広範囲にわたり現制度を見直し、強くてしなやかな国土の創生を目指すものである。

よって、政府及び国においては、大災害から国民の生命、財産を守り、我が国経済社会の発展 及び社会を再構築するため、国土強靭化基本法案の早期成立と法律で定める各種施策にかかる法 整備を早急に図られるよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。